

2019年度 第1回 法学部教授会議事録要旨

日時：2019年4月10日（水）16:00～17:30

場所：板橋校舎 二号館2階 2-0221 会議室

構成員：37名（定足数18名）

出席者：34名（定足数充足）

欠席者：3名（うち1名：特別研究期間制度適用者、1名：長期海外研究員）

議長：法学部長

I. 議案の審議

審議に先立ち、前年2018年度、第12回および第13回法学部教授会議事録（案）について、内容確認が行なわれ、確定した。

1. 2019年度 学部長代行・学科主任代行・東松山主任代行の選出に関する件

法学部長より、学部長代行について提案があった。法学部長の指名を受け、法律学科について法律学科主任代行、政治学科について政治学科主任代行、東松山担当主任代行については法律学科主任より提案があり、承認された。

2. 2019年度 法学部定例教授会日程に関する件

法学部長より、資料に基づき、入試スケジュールの決定に伴い、2020年1月以降の教授会日程の提案があり、承認された。

3. 2019年度 学科目編成に関する件

法学部長より、資料に基づき2019年度、最終版の学科目編成表であると説明があり、これが承認された。

4. 2020年度 学科目編成に関する件

法学部長より、両学科の主任と教務委員の先生方を中心に2020年度の学科目編成の作業を進めていただきたいと要請があった。

5. 2019年度 オフィスアワーに関する件

法学部長より、今年度も学部としてオフィスアワーを実施することの提案があり、承認された。実施予定日程を法学部事務室に提出するよう要請された。

6. 2020年度 奨学金留学生募集に関する件

法学部長より、両学科とも今後、6月中旬には面接をし、夏休み前に選考を済ませるよう国際交流センターからの要請がきていることの説明があり、承認された。

7. 2019年度 入学試験結果に関する件

法学部長より資料に基づき、説明があった。来年度も慎重な対応が必要になるので、両学科それぞれに今年度の総括をお願いしたいと要請があり、承認された。

8. 2019年度 大東文化学園自己点検・評価活動に関する件

法学部長より資料に基づき、2019年度の分担者案が、提案され承認された。また、それぞれの分担者に作業の一任をすることが法学部長より提案され、承認された。

9. 法学部懇親会に関する件

法学部長より資料に基づき、予定どおり次回5/15の教授会終了後に開催することが提案され、承認された。また、費用は福利費を使用することが提案され、こちらも承認された。場所はグリーンスポットを予定している。

10. 社会教育士の認定資格に関する件

法学部長の指名を受け、法律学科主任より検討し、他学科の状況をみる必要があることが報告された。また、政治学科主任からも、同様に他学科の状況を把握することが重要だと報告された。そこで、法学部としても他学科の状況を把握して他学科と歩調を整えながら判断するという事で教職課程センターに回答することになった。

11. 教育費負担軽減要件等整備部会からの報告（GPA制度）に関する件

法学部長の指名を受け、法律学科主任より、学科協議会で検討の結果、次の4点が報告された。

- ①「D判定」を「目安案」に入れるのは、なじまない。
- ② %を全部足す（加算）すると95%だが、よいのか。
- ③ S～A で $15 + 25 = 40\%$ となるが、多くないのか。
- ④他大学では、どのようになっているのか調査したのか（他大学の状況を知りたい）。

続いて、政治学科主任より、各学科一律の評価基準にしたいという主旨はわからないではないが、演習科目は別と考え、講義科目だけを「目安案」を参考にしたほうがよい。演習（ゼミ）系の科目は良い成績がとれることを、アピールするのはどうか、という意見があったと報告された。

12. シラバス部会からの報告（ボランティアの単位化）に関する件

学部長の指名を受け法律学科主任より、学科協議会で検討の結果、大東文化大学全体のカリキュラム・ポリシーのどこに該当するのか、そのカリキュラム・ポリシーとの位置関係はどのようになっているのか、という質問が出たと報告された。また両学科協議会の共通意見としては、全学共通科目に入れるのが妥当である、との意見であった。

13. その他

学部長より、資料はないが、全学教務委員会から英語の教育について学部・学科間の英語の先生方の連携を強めていただきたいという要請があったが、この件について法学部は両学科の英語教育については実績があると回答したいと説明があり、承認された。

III. 報告事項

1. 諸会議報告

前法学部長より、資料に基づき報告があった。

学部長より、以下の規程については教授会終了後、法学部事務室から各教員あてにメールで、規程等を送ることが周知された。

2. 学校法人大東文化学園 国内旅費規程（改正）について
3. 学校法人大東文化学園 国内旅費規程細則（改正）について
4. 学校法人大東文化学園 レンタカーの業務使用に関する取扱い要領（制定）について
5. 学校法人大東文化学園 自家用車の業務使用に関する取扱い要領（制定）について
6. 学校法人大東文化学園 校務のための海外出張取扱い要領（改正）について

7. 教員の移籍について

学長から法学部長へ教員移籍を要請する文書（2019年4月3日付け）に関する回答として、法務研究科に在籍していた教授を2020年4月1日から政治学科の教員として受け入れたいという学部長の回答が紹介された。これは大学院法務研究科（法科大学院）が廃止されることに伴い、学長から政治学科の教員として移籍が要請されたものである。その結果、当該教授は政治学科の人事枠に含めず定数外での配置とすること、また学部6コマを他の政治学科教員と同じように担当すること、入試の試験監督業務なども担当すること、そして板橋校舎に研究室を持つ専門教育担当とすることなどが示され、政治学科としてもこれらに合意して移籍を了解した。

8. 政治学科 フレッシュマンセミナーについて

法学部長の指名を受け、政治学科主任より、4月7日（日）～8日（月）、1泊2日の日程でフレッシュマンセミナーを鬼怒川で実施したことが報告された。2日目は日光東照宮を見学し、無事に終了したことが報告された。

9. ルーブリックの作成および実習系科目のシラバス提出について

法学部長より、ルーブリックに関する研修会（2018年2月28日 14時）に出席した新執行部メンバー4名と事務職員2名により、法律学科と政治学科のルーブリックを作成し、暫定的なものとして全学教務委員会へ提出したと報告があった。

10. 2019年度 新入生の入学前教育実施データ報告について

法学部長より入学前に一部の学生が受験したテストの結果が、これから法学部に届く予定であり、これらを活用していくとの報告があった。

11. 2019年度 学長職務代理について

法学部長より、2019年度学長職務代理が報告された。

12. 学生支援センターからの報告について

法学部長より資料に基づき、5月21日(火)にフレンドシップ・ウォークが開催され、当日は全学休講日であると報告された。今年度は東松山市内「まなびのみち」を利用するが、積極的な参加を要請されているので、先生方もゼミやクラスに呼びかけて参加していただきたいと報告された。別の資料は、障がいのある学生への配慮についての学長からの通達であり、学生が配慮を求めてきた時には応じていただきたいと学長から要請されていることが報告された。

13. 国際交流センターからの報告について

法学部長より、資料に基づき法学部学生へ埼玉から世界への留学募集と、TOEIC テスト受検を促す報告があった。

14. 教育・研究業績システムの登録データの更新(確認)作業について

法学部長より、標記の件に関して締切が5/11(土)になるので、連休中に必ず更新作業をしていただきたいと要請された。

15. 大学ポートレートの更新について

法学部長より、大学ポートレートが更新されていると報告された。

16. その他

法学部長より教職課程センターからの連絡で、ゼミ等の学生から推薦状の要請があったら応じていただきたいと説明があった。

IV. 学籍・兼職・回収資料

1. 学籍異動に関する件

法学部長の指名により、事務から以下の説明があった。今回の分については3月12日の教授会以降に提出され、学部長承認として既に起案済の分であるため、事後承認を得たい旨の提案があり、承認された。また、学生数について5月1日付けで学校法人基礎調査のため、本日の教授会終了後から4月末日までに発生した学籍異動については、学部長に一任願いたいこと、そして学長起案、決裁を経て学生数を確定し、5月開催の教授会において報告し事後承認を得たい旨の提案があり、承認された。

2. 法学部専任教職員の兼業に関する件

法学部長より、資料に基づき説明があり、承認された。

4. 編入学生の単位認定に関する件

法学部長の指名を受けて、法律学科主任より資料に基づき、提案があり承認された。

5. 2018年度 春期語学研修の参加者および単位認定に関する件

法学部長の指名を受けて、政治学科主任より資料に基づき提案があり、承認された。

6. 大東文化大学学業成績優秀者表彰者（温故知新奨学金）の選考に関する件

法学部長の指名を受けて、各学科主任より資料に基づき提案があり、承認された。

7. 2018年度 大東文化大学特別研究期間報告書に関する件

法学部長より、資料に基づき説明があり、資料のとおり承認された。

8. その他

特になし。

V. 人事教授会

法学部専任教員の採用に関する件

法学部長より法律学科の民事訴訟法については、特任教員を募集することが2019年3月の教授会で承認されているので、4月1日付けから公募が開始された。内容は資料のとおりと説明された。

同じく、2019年3月の教授会では、前学科主任より口頭で専任教員（政治過程論）の募集について、承認されたら明日（4/11）からホームページで募集の書類を公開することになると追加された。

以上で全ての審議が終了したので、法学部長は閉会を宣した。